

さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会事務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会規約第11条及び第12条の規定に基づき、さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局の運営及び財務に関し必要な事項を定める。

(職員)

第2条 事務局に事務局長、事務局次長の他事務局員を置く。

2 事務局次長及び事務局員は、別表1に掲げる職員をもって充てる。

3 協議会会長（以下「会長」という。）は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、職員を任命することができる。

(職務)

第3条 事務局長は、事務局の事務を統括し、事務局員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、事務局の事務を処理する。

(専決)

第4条 会長、事務局長、事務局次長は、別表2に掲げる事項を専決することができる。

(代決)

第5条 決裁権者が不在のときは、別表3に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要であると認められる事項については、代決することができない。ただし、上位職員の承認を得たものについては、この限りではない。

(予算)

第6条 事務局長は、毎会計年度の収入支出予算書を作成して、会長に提出しなければならない。

2 事務局長は、予算作成後に生じた理由により、予算に追加その他変更する必要があるときは、会長の承認を受けて補正予算を編成することができる。

(出納員)

第7条 事務局に出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長とする。

(金融機関)

第8条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通して行うものとする。

(決算)

第9条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の決算書の提出を受けたときは、監事の監査に付するものとする。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月7日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

| | |
|-------|-------------------------|
| 事務局職名 | 職名 |
| 事務局次長 | 北海道石狩振興局地域創生部地域政策課長 |
| 事務局員 | 北海道石狩振興局地域創生部地域政策課に属する者 |

別表 2（第 4 条関係）

| |
|--|
| 1 会長専決事項 |
| （1）第 2 条第 3 項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関する事 |
| （2）1 件の金額が 2 千万円以上の支出負担行為に関する事 |
| 2 事務局長専決事項 |
| （1）1 件の金額が 2 千万円未満の支出負担行為に関する事 |
| （2）支出負担行為の行われた 1 件の金額が 2 千万円以上の支出命令に関する事 |
| 3 事務局次長専決事項 |
| （1）1 件の金額が 5 0 0 万円未満の支出負担行為に関する事 |
| （2）支出負担行為の行われた 1 件の金額が 2 千万円未満の支出命令に関する事 |
| （3）軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関する事 |

別表 3（第 6 条関係）

| 決裁区分 | 代決することができる者 | |
|-----------|-------------|------------------------------------|
| | 決裁権者が不在のとき | 決裁権者及び左欄に掲げる者がともに不在で、かつ緊急でやむを得ないとき |
| 会長の決裁事項 | 事務局長 | 事務局次長 |
| 事務局長の決裁事項 | 事務局次長 | — |